

令和4年度
港区内部統制評価報告書審査意見書

令和5年11月

港区監査委員

5 港 監 第 7 0 2 号
令和5年11月10日

港 区 長 武 井 雅 昭 様

港区監査委員 徳 重 寛 之

同 高 橋 元 彰

同 有 賀 謙 二

同 二 島 豊 司

令和4年度港区内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、令和4年度港区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

第1 審査の対象

「令和4年度港区内部統制評価報告書」（以下「報告書」という。）

第2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、港区長が作成した報告書について、港区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかの観点から検討を行い審査した。

第3 審査の実施内容

報告書について、港区長から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

第4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査したところ、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第5 その他意見

各課の自己評価に対する評価結果について、昨年度と比較すると不適正事務発生が31件から19件に減少し、内部統制制度が一定程度浸透してきたものとする。

令和4年度を対象期間としたリスク選定において、過去3年間の不適正事務又は監査委員の指摘及び意見事項があるにもかかわらず、優先度の低いリスクを選定している2件について、内部統制評価部局が不備ありと判断していることは評価する。

内部統制制度が効果的に運用されるためには、リスクの選定及び自己評価が適切に行われることが重要である。

引き続き、各課における自己評価の精度向上を図るとともに、内部統制推進部局は、リスクの区民及び事業者への影響度やICT化の進展等に伴う環境の変化によるリスク発生の可能性なども考慮し、各課がリスク選定する際の基準の見直しにも取り組んでいただきたい。

また、内部統制推進部局は、過去と同様の不適正事務を繰り返すことのないよう、不適正事務の調査や分析をするとともに、各課が再発防止策を適切に講じられるよう指導及び監督し、制度の実効性の向上に努められたい。